

## 平成27年度第2回入札監視委員会議事録

### 1 日 時

平成27年11月27日（金） 午後2時から午後4時まで

### 2 場 所

明治安田生命ビル2階 第2会議室

### 3 出席者

#### 【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

#### 【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 海野理事

資産管理部契約課 西之坊課長、飯田担当課長、  
川端契約管理係長、沼田土木契約係長、  
佐藤建築契約係長、濱田企画担当係長

#### 【設計担当】

まちづくり局	施設整備部公共建築担当	木村担当課長、橋内担当係長、 藤原担当係長
	市街地開発部市街地整備推進課	吉原担当課長、森田課長補佐
上下水道局	下水道部管路課	田口課長、小澤担当係長、 吉岡担当係長
	水道部第2配水工事事務所	筒井所長、屋代課長補佐
多摩区役所	道路公園センター整備課	山田課長、太尾土木整備係長
高津区役所	道路公園センター整備課	大川課長、野村土木整備係長
建設緑政局	南部都市整備基盤整備事務所	沼田所長、高橋課長補佐
	他関係職員	

### 4 議 題

- (1) 入札・契約手続の運用状況等について
- (2) 平成27年度第1回入札監視委員会後の対応
- (3) 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの発注工事の抽出事案について
- (4) その他

### 5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

### 6 傍聴者数 0名

### 7 発言の主な内容

事務局 [平成27年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題（1）について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料1）について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成27年4月

1日から平成27年9月30日までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成27年度指名停止等一覧(前期分抜粋)」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成27年度前期に指名停止等を行った事案を報告

委員長 [事務局説明に対する質疑について]

委員 資料3の指名停止の報告の中で贈賄とあったが、それは指名停止等一覧の3番で間違いないか。

事務局 3番で間違いない。本件は、JR貨物発注の案件で、株式会社カナデンが一次下請けに参入できるよう便宜を図る見返りとして行った接待が贈賄の規定に該当するため、同社が対象となったものである。

委員 指名停止等一覧の4番の事故等の概要に「公衆に損害を与えた」とあるが、これは公衆に負傷者や死亡者というような身体的損害を生じさせた事案なのか。

事務局 4番は、JR川崎駅で発生した京浜東北線の脱線事故のことであり、負傷者は回送電車の乗務員2名が軽傷を負ったものであるが、指名停止理由は、事故発生から長時間に渡って運行停止となり、公共交通機関として、利用者に多大な影響を及ぼしたためである。

委員 指名停止等一覧の別表第1の10の安全管理措置不適切(公衆損害)により、「公衆に損害を与えた」ことが重大であったのか。

事務局 その通り。

委員 指名停止等一覧の9番の案件はどうか。

事務局 9番は、交通規制を担当していた一次下請会社が、本来の手順と異なった手順で工事車両を移動させたため、その道路を通行してきたバイクと接触して、バイクの運転者に軽傷を負わせたものである。こちらの件は、記載通り、公衆に負傷を負わせたことによる公衆損害であ

る。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

委員長	[議題（２）について] 議題（２）の「平成２７年度第１回入札監視委員会後の対応」について事務局からの説明を求める。
事務局	○「一般競争入札のお知らせ」その他項目（１）記載の要件（別紙１・２ページ）について報告
事務局	○「工事請負契約指名理由書」記載内容（別紙３・４ページ）について報告
委員	新しい工事請負契約指名理由書に「指名委員会で決定する指名理由を明記」とあるが、工事毎にこれを記載し作成するのか。
事務局	その通り。実際には、一般的な工事では、指名理由書の「１ 指名理由」の一番上の項目「市内中小企業者の育成を図るとともに、地域に精通した施工区付近の地元企業者若しくは近隣の企業者を指名することで、円滑に工事を施工できる。」にチェックを入れるものが多く、技術的特性の項目やその他の項目については、特殊な技術を要する等の条件がない限り、特に記載はしていない。
	<b>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</b>
委員長	[議題（３）について] 議題（３）の「平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。
事務局	○一般競争入札の抽出事案「川崎市第３庁舎執務室等改修工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[一般競争入札の抽出事案「川崎市第３庁舎執務室等改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	資料４７ページの一般競争入札のお知らせ１２（１）で「落札候補者について上記４に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定」とあるが、事前に審査はしていないのか。

事務局 申込締切の段階で本市の登録情報で審査を行い、最終的な候補者については必要書類の提出を受け審査している。

委員 最初の審査と最終審査の内容は別か、それともより詳しく審査しているのか。

事務局 より詳しく審査を行っている。例えば、建設業法の許可については、業者登録の時点で許可状況を確認し、落札決定時に申込時点で提出したものを再度確認している。

委員 確認を繰り返すということか。

事務局 その通り。

委員 市長の執務室工事では、防犯面等での配慮はしているのか。防犯面を考慮した業者選定や、業者決定後に設計を非公表にするとかの配慮はあったのか。

設計担当 市長の執務室は6階全部を使用する事になるので、エレベーターホール部分から関係者以外が立ち入らないようにしている。防犯面ではないが、上下の階では業務を行っており安全対策や騒音対策を考慮し、本来はBクラスの工事であるが、ランクアップする等の配慮はしている。

委員 市長室の秘密が漏洩しないような配慮は。

事務局 図面等において市長室の秘密はないので特には行っていない。

委員 入札参加資格の「(6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること」とあるが、項目と具体的内容は。

事務局 項目は、障害者の雇用状況、災害時における本市との協力体制、建設業労働災害防止協会の加入状況、ISO9001又は14001の認証取得、男女共同参画の状況を考慮し、1項目10点で登録している。また、優良業者表彰を受けた場合には加点点評価して、入札を行っている。主観評価項目の呼び方については、他の政令市でも同じである。詳細については、規程集の193ページに主観評価項目制度実施要綱の規定の中に項目が記載されている。

委員 現在の市長室はどこにあり、新庁舎建替えはいつから着工か。

事務局 現在の市長の執務室は本庁舎2階である。本庁舎建替えにより、道路挟んだ斜め前の第3庁舎、19階建ての建物の6階に執務室を移動させる、そのための工事である。新庁舎建替えは平成29年度からである。

委員 そうすると、暫定的な移動なのか。

事務局 暫定的とはいっても、新しい庁舎が出来るまで7年程度使用する予定である。

委員 市民の方から、市庁舎や市長室が豪華すぎると批判があるが、これは他の建築工事と同様に積算した結果なのか。

設計担当 市長室であるため、会議室のような仕上げでは問題あると考えている。部屋の性質上グレードを多少上げているところもあるが、一般的な価格となっている。

委員 了解した。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「新川1号下水幹線その2工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「新川1号下水幹線その2工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 低入札ということで調査を行ったとのことだが、予定価格と実際の落札価格がここまで開いた理由はなぜか。

事務局 価格の開きについては、調査基準価格を設けており、各者が失格基準価格ギリギリを狙ってくるため。調査基準価格を下回る価格で応札できる理由としては、各者、同種工事の実績や直営労務者で施工する、共同企業体の持っている機材を有効に活用することによって、経費を抑えた金額で入ってくるのが調査委員会で分かっている。

委員 今回の失格基準価格はいくらであったのか。

事務局 失格基準価格は資料60ページ右下の表の内容を合算した金額で244,210,000円である。調査基準価格から、直接工事費、共通

仮設費、現場管理費、一般管理費の各失格基準価格のうち、ひとつの項目でも超えてしまうと失格になるので、スレスレの金額で狙ってくることから最低金額になっている。

委員 3者とも同じような金額になる理由について了解した。

委員 低入札価格調査結果概要の共同企業体について、新川1号下水幹線その1工事とその2工事とで調査基準価格が変わることはないのか。

事務局 設計金額によって、調査基準価格は一定ではないため変動するが、本件の場合「その1」工事は総合評価入札ではなく、一般競争入札によっている。それが4月27日に決まり、今回のその2工事になっている。

委員 この工事は国庫補助事業だが、単独事業との相違点はなにか。

設計担当 国庫からの交付を受けている以外の相違点はなく、詳細は川崎市に一任されている。特に国庫の基準等はない。

委員 選定された加藤・大恵共同企業体と重田・清生共同企業体の総合評価点について障害者の雇用状況や、本社の所在地が違っているようだが、この総合評価の内容は後で通知されるのか。

事務局 ホームページで公開する。

委員 これでは、失格基準額で入札すればいつも負けてしまうため、通知を見た重田・清生共同企業体が次の入札のときに、評価の上乗せしようとか考えないのか。

事務局 そこが総合評価であり、価格だけで決めるわけではないため、価格以外の条件のところでもがんばってもらうことを期待している。

委員 今回の評価の相違は技術的なものではなく、本社所在地や障害者の雇用等社会貢献で分かれてしまうものなのか。

事務局 制度の趣旨が、金額と技術評価とミックスしたもののため、入札金額の最低ラインのギリギリを狙っても、結果的に評価項目点の僅かな相違点で決まるという現象が起こる。

委員 了解した。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「調整池維持（多摩）工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 【指名競争入札の抽出事案「調整池維持（多摩）工事」の事務局の説明に対する質疑について】

委員 予定価格と入札額について2者が4,150,000円であり、工事の特性から、積算を正確にするとその金額になるという工事であると推測するが、その工事の特性について教えて欲しい。

事務局 本工事の特性は、資料93ページ中央の写真のように、ガードレールや大きな林等とフェンス間の擁壁（斜面地）等に生えた雑草の除草、調整池の水底に堆積したものの浚渫を行うため、大変作業し難い場所での工事である。工期は1年間と拘束期間が長く、このような環境の調整池が多摩区内3箇所に点在しているということが挙げられる。また、この工事については設計書に添付されているデータを精査すれば予定価格が明確に探せるという特徴もあることから、予定価格で応札してきたと推測される。

委員 同じ価格の4,150,000円で株式会社手塚組と有限会社中神の入札があるが、どうして株式会社手塚組に決まったのか。

事務局 電子入札を利用しており、同額については、くじによる抽選を行っている。その結果、株式会社手塚組に決まったものである。

委員 くじで決まっているので違うと思うが、資料102ページの工事請負契約指名理由書に基づいた基準でどちらかを選んだということは無いのか。

事務局 工事請負契約指名理由書は、指名業者の抽出を行うための理由書であり、結果は、くじによって落札者が決まったということである。

委員 了解した。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「高津区内都市計画道路予定地整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「高津区内都市計画道路予定地整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 確認だが、積み上げた結果、4,610,000円という数字が出たという理解でいいか。

事務局 その通りである。単価を精査すればこのように予定価格が算出できてしまうものもある。

委員 この案件も、くじで決まったのか。

事務局 その通りである。

委員 案件によって違うとは思いますが、金額が低いものは、積算をひとつひとつすれば、予定価格に近い数字が出てくるものなのか。

事務局 金額の大小ではない。土木工事で考えれば、登録単価や積算入力データリストから積算していけば、正確に積み上げれば予定価格が出せる傾向にある。

委員 例えば、資料109ページある「残土等処分」の単価3,790円のように、設計の内訳書等にある単価は全部決まっているものなのか。

事務局 設計積算基準書等から算出される単価や公表単価を使用している。それらを積み上げていけば、算出は可能である。

委員 民間の一般工事の単価と公共工事の単価は違うのか。

設計担当 単価については積算基準書があり、国土交通省の定めた基準に基づきシステムで行っている。物品や品物等についても、建設物価等を使用しており、一般的に売買しているものと比較はしていない。一般的な工事でも部材の単価等は利用されていると思われるが、工事内容の組み合わせ等で作業員の人工の算出については違うものが使われているものと思われる。

委員 工事の積算で人工の数を設定するのは、企業によって違うのか。

設計担当 各業者が実際にやる時は違うと思われるが、先ほど説明したように積算基準書があり、例えば、舗装工事5cmのものを1,000㎡行うというときには、所定の人工の数や金額も定められており、公表されているので、それらを掛けて計算をすれば同じ金額が出せると考えられる。

委員 設計総括表の資料107ページにあるように工事区分、工種、種別、単位、数量の記載はあるが、単価の金額の記載がない。このような形式で公表しているのか。

事務局 入札時には単価と金額が空欄になったものを業者に渡し、その部分を各業者が人件費や材料費等を積み上げるようになっていく。用意した設計書は落札決定後の金入り設計総括表でありこれを公表している。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○随意契約の抽出事案「川崎駅北口自由通路西側デッキ整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「川崎駅北口自由通路西側デッキ整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 川崎駅のアトレを工事しているがその辺りのことか。

事務局 場所的にはその反対側のラゾーナ川崎プラザのところからの工事になる。資料116ページに地図の左上のところにラゾーナ川崎とあるところから川崎駅の辺りになる。北口自由通路の工事について、設計担当部署より説明をお願いしたい。

設計担当 まず、参考に図面を配布する。配布した図面の1ページはJR川崎駅北口自由通路等の整備事業の概要である。図面の上が川崎区側、下が幸区側となっている。図面の左のピンク色部分がJRに施工委託している北口自由通路本体部分である。今回ご審議いただくのは、図面の下の青色部分の北口自由通路からラゾーナ川崎プラザに接続する部分の工事となる。

委員 今回は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づく随意契約であるが、何故、地方自治法施行令ではないのか。

事務局 本件は、いわゆるWTO案件である。予定価格が20億2千万円を超えるものは、WTOの手続きによるものと定められており、随意契約の根拠法令が異なってくる。

委員 川崎駅北口自由通路の施工業者が他の川崎駅北口自由通路本体工事、西側デッキ、全部を施工するということか。

設計担当 現在施工している北口自由通路の方は鉄道の駅上空の工事であるため、工事自体をJRに委託している。今回の西側デッキについては、道路上の工事のため委託する必要がないことから直接発注している。しかし、工事ヤードの重複等、随意契約理由書に記載の理由があることから、本体工事と合わせて施工できるよう随意契約にしている。

委員 本体工事は概算でどのくらいの費用なのか。

設計担当	駅の改修工事を含め合計で約190億円である。
委員	本工事自体、かなり大きな工事で、本体工事を含めると更に大規模な工事である。本件工事について部分発注はできなかったのか。
設計担当	先の特命随意契約の理由にもあったように、構造物自体が一連で繋がっているものであり、不具合等が生じた際に責任所在を明らかにする必要もある。他の業者で出来ないかと言われれば出来ないわけではないが施工後の不都合等も考慮し、随意契約で施工することとした。
<b>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</b>	
事務局	○随意契約の抽出事案「平成27年度 中原・高津・宮前区 緊急修理等路面復旧工事（単価契約）」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	〔随意契約の抽出事案「平成27年度 中原・高津・宮前区 緊急修理等路面復旧工事（単価契約）」の事務局の説明に対する質疑について〕
委員	他の業者が完成まで施工しなかったのであれば、契約不履行であるが、このような場合の対応方法を確認したい。
事務局	本工事は、中原、高津、宮前の水道施設の応急修理を下期に行ったものである。道路掘削に伴う道路復旧工事は、すぐに復旧できるというものではない。仮復旧し、車両往来等による自然転圧を行った後、数日間置いた上で工事による影響部分を含め、再度道路を掘削して本復旧を行うものである。このことから、3月に施工した漏水修理等の道路復旧工事は4月にかかってしまうため、随意契約としている。従って契約不履行とは判断していない。また、元々緊急的、応急的に修理したものを、本復旧で、再度掘削してから工事を行うものなので、最初の工事に問題があった訳ではない。
委員	随意契約の理由は、資料234ページに2件の記載がある。ひとつは責任の一元化、もうひとつは申請書類の関係からである。この理由について詳しく説明願いたい。
事務局	責任の一元化については、道路掘削し防水修理を行ってから、道路陥没を防止するため仮復旧工事を施工して終わる。本復旧で同じ場所を施工するため、当初行った施工業者が行うことで担保責任の統一性が取れることから、責任の一元化となる。申請書類については道路掘削時に施工業者が作成し、警察に道路使用許可及び道路公園センターへ着手届等、仮復旧から本復旧完了までの一連の作業申請となることから、当初施工業者に行わせることが妥当であると判断している。
委員	仮復旧工事と本復旧工事は同一の施工業者で行うのが普通か。
事務局	上期は、施工期間が4月1日から9月30日で、10月31日までが

本復旧期間としている。下期は10月1日から3月31日施工期間で、本復旧期間は4月以降と年度を越えるため、同一施工業者と随意契約している。

委員 本件の落札率が約88%であるが、一般的に随意契約はもっと高くなるのではないか。

事務局 入札額に関しては、応札した業者以外分かり得ないが、本工事の応札業者が積算した単価の積み上げと他の区の応札者が積算した単価の積み上げ内容に違いがあるのではないかと推測している。

委員 本件は単価契約で間違いないか。道路の補修工事はみんな単価契約なのか。工事箇所によって積算内容や、契約内容が違ったりしないのか。

事務局 上下水道局の案件であるが、水道管が埋設されている深さや水道管まで到達するアスファルトの厚さ、砂の厚さ等地域によって様々であるため、単価契約を用いたほうが、支払い等々がスムーズに行えるということから採用されている。他の市長部局案件にあるかといえば少ない契約事案である。

委員長 質問等無ければ、以上で審議を終了したい。  
審議の結果、平成27年度前期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。

委員長 [議題(4) その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について  
委員会の運営指針により、川島委員が抽出委員である旨を確認。

○平成28年度前期の委員会の開催日について

平成28年5月20日(金)に委員会を開催することを提案するも、委員の方々の都合が合わなかったため、事務局で調整することを了承された。

[閉会]

委員長 それでは、これで平成27年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。